

# 蓮田市公式 YouTube チャンネル運用方針

令和3年11月5日市長決裁

## 1 趣旨

この運用方針は、市政情報やイベント情報等を紹介する動画について、市内外への情報発信に係る蓮田市公式YouTubeチャンネルの適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

市政情報や市内の様々な情報を発信する媒体として、蓮田市公式YouTubeチャンネルを活用することで、広く市内外へ市の魅力を発信することを目的とする。

## 3 発信主体・アカウント・運用管理者等について

- (1) 発信主体：蓮田市
- (2) アカウント名：蓮田市公式 YouTube チャンネル
- (3) 運用管理者：総合政策部広報広聴課長  
運用担当者：総合政策部広報広聴課職員

## 4 運用体制

- (1) 運用管理者は、動画投稿のアカウントの適正な管理・調整を行うとともに、利用状況等を把握する。
- (2) 蓮田市公式YouTubeチャンネルを使用して動画投稿を望む者は、運用管理者へ申請し、審査を経て許諾を得たときに限り、運用管理者の管理下において実施可能とする。
- (3) 動画投稿の許諾に係る審査は、運用管理者の管理下において運用担当者が行う。

## 5 運用方法

- (1) 発信した動画に対する利用者のコメントに対しては、原則、返信は行わない。  
また、「9 禁止事項」に該当するコメントが見受けられたときは、削除する。
- (2) 動画投稿に係る申請ないし投稿までの手引きは、運用管理者が別に定める。

## 6 運用の停止

市は、アカウントの運用が困難になった場合は、その理由を市ホームページに明記し、蓮田市公式YouTubeチャンネルの運用を停止する。

## 7 運用時間

原則として開庁時間内に、不定期に投稿する。ただし、必要性、緊急性が認められる場合にはこの時間帯以外にも投稿できるものとする。

## 8 トラブルの防止及び対応

- (1) 成りすまし防止のため、市ホームページ上にアカウント名を表示する。
- (2) 市公式アカウントが乗っ取られた時や成りすましを発見したときは、YouTube を運営する Google LLC へ報告し、速やかに対応するものとする。

## 9 禁止事項

- (1) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (2) 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏洩する等プライバシーを侵害するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (5) 虚偽や事実と異なるもの及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 犯罪を助長、誘発するおそれがあると認められるもの
- (8) 政治、宗教活動に関するもの
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) 著作権、商標権、肖像権など、市又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (11) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (12) 「You Tube 利用規約」に反するもの
- (13) 有害なプログラム等
- (14) 上記の他、市が不相当と判断したもの

## 10 知的財産権

発信した情報に関する知的財産権は、市又はそのコンテンツ提供者に帰属する。「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用・引用をすることはできないものとする。

## 11 免責事項

- (1) 発信内容及び情報については細心の注意を払うこととするが、正確性、完全性、有効性を保証するものではないものとする。
- (2) 発信した情報等を利用し、利用者及び第三者に生じた直接及び間接的な損失について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 当ページの内容については、予告なく変更、削除する場合がある。
- (4) Google LLC のシステムにより運用されている YouTube に関して、同社のシステム運用状況や、同社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等について、一切、返答しないものとする。
- (5) 上記の他、ページ上で起きた事柄に起因する損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

## 12 その他

- (1) 市は、この運用方針を予告なく変更する場合がある。
- (2) この運用方針に定めがない事項については、市長が別に定めるものとする。